明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

〃	〃	〃	〃	百十円四十五銭
〃	第十二回	四億円	百円	百円二銭
〃	第十四回	二億円	四十一億円	百円二銭
〃	第十六回	一億円	五十億円	九十九円九十四銭
合計		五百四十四億円	三十億円	九十九円九十五銭
			四十一億円	九十九円九十七銭
			百億円	九十九円九十一銭
			二億円	百円
			八十二億円	百円二銭
			一億円	百二円四十九銭
			三十億円	百四円三十銭
			十三億円	百四円七十五銭
			十五億円	百四円八十銭
			二百三十八億円	百四円二十銭
			千三百億円	

○財務省告示第六十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年一月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	二十億円	百円九十五銭
〃	第十七回	六億円	百円二十七銭
〃	〃	二十億円	百円二十八銭
〃	〃	四億円	百円二十九銭
〃	第二十回	六億円	百一円三十五銭
〃	第二十五回	十億円	百一円五十四銭
〃	第二十六回	五億円	百一円十九銭
〃	〃	一億円	百一円二十銭
〃	第二十七回	三億円	百円九十二銭
〃	〃	一億円	百円九十五銭
〃	第二十八回	一億円	百円三十銭
〃	第二十九回	一億円	百円十五銭
〃	〃	四億円	百円十七銭
〃	第三十回	三億円	百円十九銭
〃	〃	三億円	百円二十銭
〃	第三十一回	百億円	九十九円八十八銭
〃	〃	百億円	九十九円九十二銭
〃	〃	五億円	九十九円九十四銭
〃	〃	百三十二億円	九十九円九十五銭
〃	第三十二回	百億円	九十九円九十八銭
〃	〃	二億円	九十九円九十九銭

○財務省告示第六十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年二月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	一億円	百円六十五銭
〃	第十一回	二億円	百円六十銭
〃	第十二回	一億円	百円六十七銭
〃	第十三回	一億円	百円四十一銭
〃	第十五回	一億円	百円五十銭
〃	第十六回	一億円	百円四十五銭
〃	〃	三十五億円	百円五十銭
〃	〃	三十三億円	百円五十二銭
〃	第二十回	五十億円	百一円三十三銭
〃	〃	十億円	百一円三十四銭
〃	第二十四回	八億円	百二円五十五銭